

須賀川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月30日

須賀川市監査委員 大 峰 和 好

須賀川市監査委員 五 十 嵐 伸

記

1 準拠基準

須賀川市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象及び所管課

(1) 令和5年度 生活バス路線維持対策補助金

団 体 福島交通株式会社 代表取締役社長 武藤 泰典

所管課 企画政策部企画政策課

(2) 令和5年度 こぷろ須賀川運営費補助金

団 体 株式会社こぷろ須賀川 代表取締役 吉田 有希

所管課 経済環境部商工課

4 監査の着眼点

補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、補助金の交付団体に対し指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

5 監査の期間

令和6年8月6日から令和6年10月30日まで

6 監査等の主な実施内容

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で改善を促した。